

住之江区役所 EV 用充電コンセント設置工事仕様書

1 工事概要

本工事は、1 階屋外平面駐車場に EV 用充電コンセントの設置をし、区民ホール 2 階の分電盤内予備回路から EV 用充電コンセントまで配線を行うものである。

2 履行期限

契約後 60 日

※公告日現在、国の充電インフラ補助金の交付申請中であり、交付決定後に契約締結する。

3 工事場所

大阪市住之江区御崎 3-1-7 住之江区役所 屋外平面駐車場

※詳細については、別紙 1「平面図」のとおり

4 工事内容

取付部品（※）、工事内容は以下のとおり

漏電遮断器	ELB2P20A 15mA	1	個
充電コンセント	Panasonic ELSEEV CABI BPE021	1	個
ボールバンド金具	POB-2FT	1	組
装柱金具	SFT-N005	2	個
EM-CE ケーブル	5.5mm2-3C	45	m
電線管 1	VE22	48	m
露出ボックス 1	VE 用 22mm 1 方出	2	個
露出ボックス 2	VE 用 22mm 2 方出	2	個
電線管 2	PFD22	6	m
車止め	ブロック+アンカー+ボルト	1	組
壁貫通	貫通口径 32mm 厚さ 200mm 程度	1	箇所
雑材料	配管付属品含む	1	式

石綿事前調査等	別紙2に記載	1	式
---------	--------	---	---

※部品の品番については、参考製品であり、本工事の要件を満たす部品であれば代替品も可とする。

5 工事にあたっての特記事項

- 1) 工事時間は平日及び土日祝日の9時～17時とする。
- 2) 分電盤の未使用の配線遮断器を漏電遮断器に取替すること。
- 3) 2階区民ホールの壁（1FL+4.5m）を鉄筋検査後に開孔すること。
- 4) 分電盤下部をホールソー等で開孔する必要がある。
- 5) 充電設備はメーカーの施工説明書のとおり施工すること。
- 6) 使用する部材は新品とすること。

6 一般共通事項

- 1) 本仕様書に疑義があるときは、契約までに本市担当者まで指定の方法により照会すること。なお、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- 2) 秘密の保持
受注者は業務上、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間終了後、又は解除後においても同様とする。
- 3) 工事の実施について
ア 本工事の実施にあたり工事日時については本市担当者と打合せを行い決定するものとする。
イ 本工事の実施にあたっては、所管公署の手続きが必要な場合は、受注者の負担で行うこと。
ウ 契約後、現地調査を行う場合は事前に本市担当者へ連絡すること。
エ 本工事に必要な用具等は受注者にて準備すること。
オ 受注者は本工事の実施にあたっては、安全対策に留意すること。万一事故等が発生しても、本市は責任を負わない。
- 4) 設備の運転、停止等
ア 設備機器の運転、停止操作は、本市担当者の指示により行うこととし、受注者の独断では絶対に行わないこと。
イ 工事中に設備機器、構造物等を損傷（塗装を含む）した場合は、本市担当者の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取り替えること。
ウ 本工事に必要な電力及び水については、本市より支給するものとする。ただし工事用電気は、指定する差込コンセントから取り出し、漏電遮断器付工事用コードリール等の中継して使用すること。
エ 工事準備、あと片付け、清掃等はすべて受注者の負担とする。

7 報告・届出

工事実施に際し、以下の報告を行い、届出書類を提出すること。

- (1) 業務責任者の氏名報告
- (2) 施工中及び施工完了時写真
- (3) 業務完了届及び工事結果報告書

8 事業担当

〒559-8601

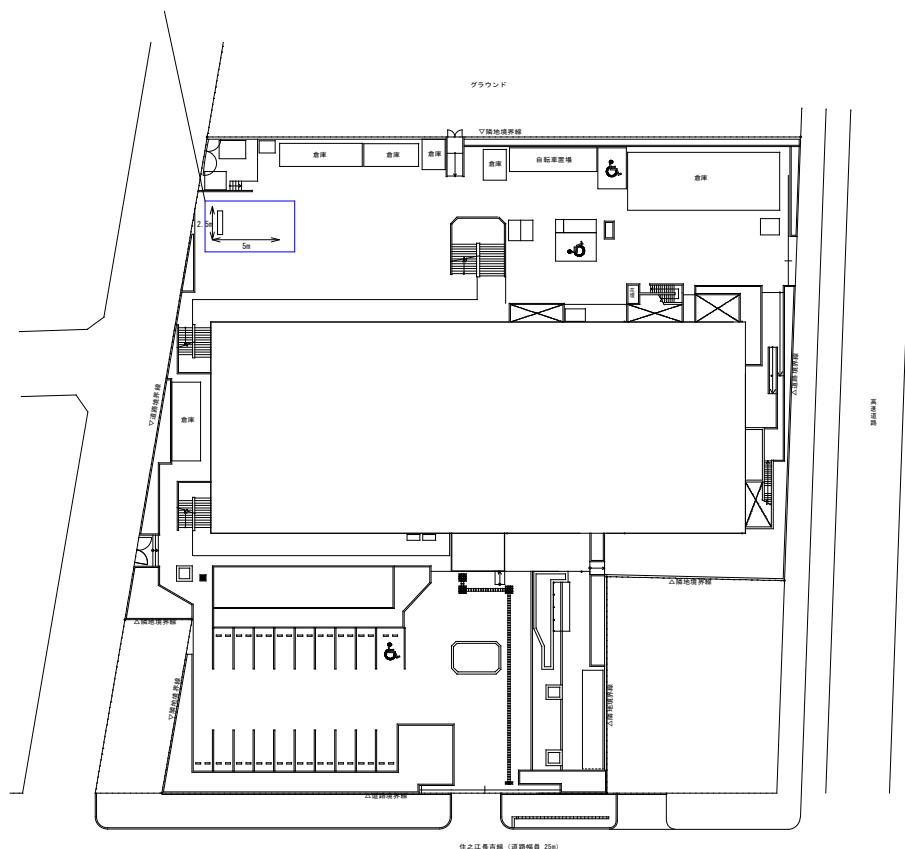
大阪市住之江区御崎 3-1-17

大阪市住之江区役所 総務課 (4 階)

担当：濱田・橋本

T e l : 06-6682-9903 / Fax : 06-6686-2040

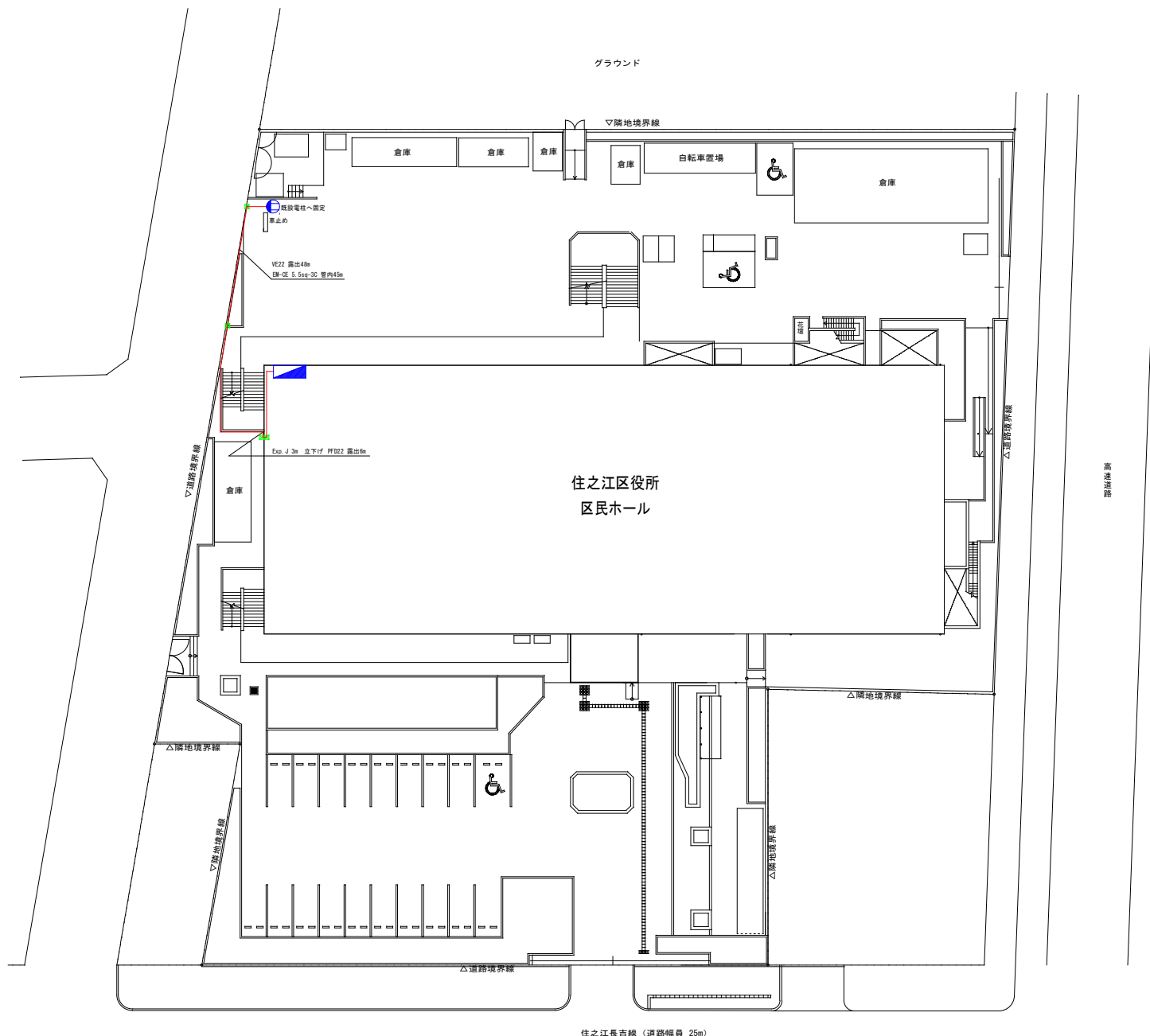
充電スペース 1 台分



工事場所 : 住之江区役所

付近見取図

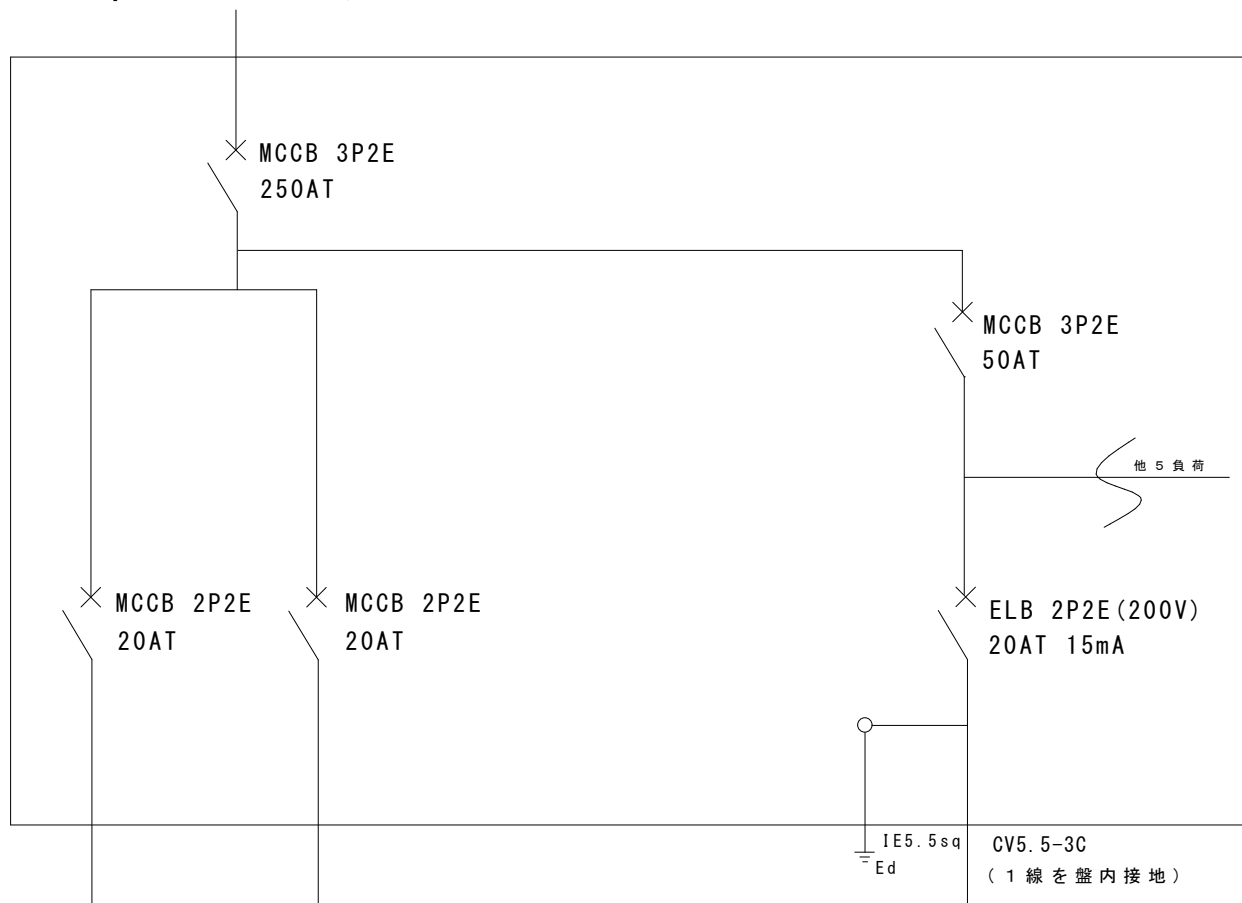
工事名称	住之江区役所 EV用充電コンセント設置工事			
図面名称	設置場所見取図			
縮尺	N.T.S	令和7年6月1日	図番	1/3
大阪市住之江区役所 総務課				



VE22 露出	48m
PFD22 露出	6m
EM-CE5.5-3C 全長	45m

工事名称	住之江区役所 EV用充電コンセント設置工事			
図面名称	設置場所見取図			
縮尺	1/200	令和7年6月1日	図番	2/3
大阪市住之江区役所 総務課				

2L-2(区民ホール)
AC 1φ3W 210V/105V



負荷1 ~ 負荷31

EV・PHEV用

充電コンセント
(ELSEEV CABI BPE021)

工事名称	住之江区役所 EV用充電コンセント設置工事			
図面名称	電気系統図			
縮尺	N.T.S	令和7年6月1日	図番	3/3
大阪市住之江区役所 総務課				

アスベスト含有建材の処理（撤去含む）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版によるほか、以下のとおりとする。

編	項目	特記事項
環境配慮 改修工事	一般事項	1. 石綿事前調査等について 1) 改修等工事を行う際は、当該工事に係る部分について事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査書面」を作成し、事前調査結果を監督職員へ説明するとともに、事前調査結果を現場掲示の上、工事を行うこと。 2) 上記事前調査は「建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等石綿含有建材調査者は除く）又は令和 5 年 9 月 30 日までに一般財団法人アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者」が行うこと。 3) 事前調査結果は石綿事前調査結果報告システムにより、所管の環境部局及び労働基準監督署に報告を行うこと。 4) 石綿含有建材の事前調査及び除去等の工法は「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第 2 版】（令和 4 年 3 月厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 6 年 2 月改正 厚生労働省・環境省）」によること。 2. アスベスト含有建材の処理（撤去含む） 1) 外壁仕上げ塗材 「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照 2) 仕上げ塗材 「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照 3) クロス接着剤 「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照 4) 天井ボード成形板 「アスベスト含有成形板の撤去」参照
	除去工事 共通事項	調査結果の掲示 アスベスト含有の有無について調査した結果は、作業開始までに 石綿に関する事前調査の結果を現場に掲示する。なお、平成18年9月1日以後に設置工事に着手した建築物等又は改造若しくは補修工事に着手した部分で、アスベスト含有建材の使用のないことが明らかな解体等（解体、改造、改修を伴う）工事であっても、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所にアスベスト含有建材の使用が無いことを掲示する。 注）様式は大阪市環境局ホームページを参照する。
	アスベスト含有 成形板の撤去	1. 作業者は、防じんマスク、保護メガネ及び作業衣を着用する。 2. 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。 3. 成形板の除去を行う場合は、粉じんが飛散しないよう湿潤化を行い、原則として手ばらしで行う。 4. アンカーボルト等設置のため成形板の穴あけを行う場合は、粉じんが飛散しないよう湿潤化を行い作業する。 5. 撤去作業後、アスベスト含有成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。 6. 処分先 ①アスベスト含有せっこうボード 管理型最終処分場で埋立処分 ②アスベスト含有せっこうボード以外 石綿含有産業廃棄物として安定型最終処分場で埋立処分
	外壁等のアスベスト 含有仕上げ塗材の 処理	1. 既設建物の外壁等に施工されている仕上げ塗材にはアスベストが含有されている恐れがあり、穴を開ける作業は特定粉じん排出等作業に該当するため、以下のとおり処理を行うこと。 (1) 外壁等に仕上げ塗材が施工されている場所に、アンカー設置またはダイヤ (3) 除去を行った仕上げ塗材及び下地材は、石綿含有産業廃棄物として適切に (2) 除去跡については固化剤噴霧や接着材塗布等の飛散防止措置を講じる事。 貫通を行う場合は、湿潤化を行い、飛散させないようカッターナイフ・スク処分を行う。 2. 作業者は防塵マスク、保護メガネ及び作業衣を着用すること。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。